

都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続させ、居住者の居住の安定を 求める意見書

政府は平成 24 年 1 月 20 日の閣議で独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針を決定しました。都市再生機構については、業務の見直し、分割、再編、スリム化を内閣府に設置する検討の場で検討し、本年度中に方向性について結論を得ることとし、さらに全額政府出資の特殊会社を検討し、本年夏までに結論を得るとしています。

閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された独立行政法人の制度、組織の見直しについては、都市再生機構を特殊会社化することと、特殊会社化にあたっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた移行プロセスに言及しています。このことは、特殊会社化が居住者に多大の影響を及ぼし、居住者の居住の安定を損なうおそれがあると認めているものです。

都市再生機構賃貸住宅は、日本住宅公団として発足し、統廃合を 3 度繰り返して、平成 16 年から独立行政法人都市再生機構となって今日に至りましたが、これまで長年にわたり絶えず「行財政改革」の目玉にされ高家賃化にあわせて、削減、民営化の方向が強められ、居住者は居住不安に晒されてきました。

都市再生機構賃貸住宅は半世紀にわたる蓄積された、かけがえのない公共住宅です。団地には居住者の自治会活動が結実して豊かなコミュニティが形成され、団地の良好な環境は周辺地域の町づくりに大きく貢献しており、防災活動も活発に取り組み、地域の防災拠点の役割を果たしています。

高齢者の見守り、支え合い活動が広がり高齢者の安住の場となっており、次世代をになう子育て世帯にとっても安心、安全の住まいになっております。

平成 23 年 9 月に全国公団住宅自治会協議会の下で実施した「団地の生活と住まいアンケート」調査によると、町田市内の都市再生機構賃貸住宅居住者の実態は、60 才以上の世帯が 70%、年金生活者が急増しており、世帯収入 365 万円以下が 70%、そのうち 251 万円以下は 51%に達しております。そして 78%の世帯が公共住宅としての都市再生機構賃貸住宅に長く住みたいと願っています。

よって町田市議会は、関係行政官庁に対し、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 都市再生機構賃貸住宅が現実に果たしている役割と居住者の居住の安定確保に関する国会決議を十分に踏まえ、特殊会社化せずに、政府が直接関与する公共住宅として維持存続させること。
2. 政府は公的賃貸住宅の安定的確保と、民間、公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立し、国民に示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。